

第 15 号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定の件

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年加東市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(加東市職員の定年等に関する条例の一部改正) 第 3 条 加東市職員の定年等に関する条例（平成 18 年加東市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。	(加東市職員の定年等に関する条例の一部改正) 第 3 条 加東市職員の定年等に関する条例（平成 18 年加東市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

第6条中「別」を「規則」に改め、同条を第14条とし、第5条の次に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)第17条に規定する管理職手当を支給されている職とする。

〔略〕

(加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,	215,	243,	256,	282,	322,

〔略〕

第6条中「別」を「規則」に改め、同条を第14条とし、第5条の次に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)第17条及び加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成29年加東市条例第3号)第4条に規定する管理職手当を支給されている職(病院において医療業務に従事する医師である職員を除く。)とする。

〔略〕

(加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,	215,	243,	256,	282,	322,	365,

			70	30	50	90	10	80				70	30	50	90	10	80	00
			0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0
〔略〕										〔略〕								

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第15号議案 要旨

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い整備する関係条例において、地方公務員法の改正の趣旨を踏まえた所要の整備を加えて行うため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について、加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年加東市条例第3号）の規定により管理職手当を支給されている職（病院において医療業務に従事する医師である職員を除く。）を加えること。（第3条関係）
- (2) 医療職給料表（2）の定年前再任用短時間勤務職員の項に7級の欄を加えること。（第7条関係）

3 施行期日 公布の日